

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査結果

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

本手続については、平成12年12月に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画」において、「日本版ノーアクションレター制度」の導入へ向けた検討を進めることとされ、これを踏まえて「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定）によりその指針を定めたところである。

当該指針に基づき、各府省は、それぞれ細則及び対象法令（条項）を公表し、同手続を実施しているところである。

本手続については、指針において「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」とこととされており、また、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する。」こととされている。

これらの閣議決定に基づき、総務省において、平成14年度の各府省における法令適用事前確認手続の実施状況の調査（今回が第2回）を行い、今般その結果を取りまとめたところである。

2 調査対象項目

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況等
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況
- (4) 手続の活用状況に係る各府省の認識
- (5) 利用者等からの意見・要望等

第2 調査結果

行政機関による法令適用事前確認手続について、平成14年度の各府省における実施状況を総務省において取りまとめた結果は、次のとおりである。

1 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況等

平成14年度中に法令適用事前確認手続による照会があり、その照会に対して回答し公表までに至った事案は表1のとおり5省庁14件（平成13年度は3省庁9件）となっている。

閣議決定においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口には到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされ、また、公表時期については、「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされている。

表1掲記の14事案について、照会から回答までの期間（補正に要した日数を除く）は平均28.6日、回答から公表までの期間は平均16.9日となっている。

表1 法令適用事前確認手続による照会・回答及び公表状況

府省名	照会年月日	回答年月日	照会から回答までの日数（補正に要した日数を除く）	回答から公表までの期間	照会・回答内容の公表を行った事案
公正取引委員会 (計4件)	H14.2.4	H14.4.26	42 ※1	4	独占禁止法に関する照会
	H14.5.24	H14.6.28	27	0	独占禁止法に関する照会
	H14.7.1	H14.7.26	25	0	景品表示法に関する照会
	H15.3.13	H15.3.31	19	0	下請代金支払遅延等防止法に関する照会
金融庁 (計3件)	H14.3.25	H14.6.26	55 ※2	5	銀行法第4条第1項に関する照会
	H14.7.22	H14.9.6	27	4	証券取引法第163条第1項に関する照会
	H14.10.4	H14.11.1	25	5	証券取引法第13条第5項に関する照会

総務省（計1件）	H15. 1. 23	H15. 2. 21	29	26	電波法第82条及び第101条に関する照会
経済産業省（計5件）	H14. 4. 3	H14. 5. 24	15	2	電気用品安全法第2条の2及び第3条に関する照会
	H14. 5. 21	H14. 6. 12	22	142 ※3	特定商取引に関する法律第14条、同法施行規則第16条に関する照会
	H14. 6. 13	H14. 7. 11	22	2	電気用品安全法第3条に関する照会
	H14. 10. 24	H14. 11. 22	28	8	電気事業法施行規則第62条第1項及び別表第二、第65条第1項及び別表第二に関する照会
	H14. 11. 11	H14. 11. 29	18	10	電気事業法第47条第1項及び第48条第1項、同法施行規則第62条に関する照会
国土交通省（計1件）	H14. 11. 23	H15. 1. 23	46 ※4	29	道路運送車両法第59条第1項、第62条第1項、第63条第2項並びに第67条第1項及び第3項に関する照会

（注）閣議決定（指針）に定める原則との関係

- ※1 当該案件は、「事業者等の活動に係る事前相談制度」（公正取引委員会、平成13年10月1日）において定める慎重な判断を要する場合に当たするため、申出者に通知した上で、回答を延長したもの
- ※2 「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」において定める高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合には回答期間を原則60日以内と定めており、当該案件はこの規定を適用したもの。
- ※3 照会者からの公表延期の希望を受け、公表を延期したもの。
- ※4 国土交通省として手続の運用開始後初めての照会であったため、処理等に時間を要した。

2 細則、対象法令の見直し状況

「行政機関による法令適用事前確認手続について」（平成13年3月27日閣議決定）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成13年度中の可能な限り早期に実施するものとする」とされており、この閣議決定に定める対象法令の分野に係る所管法令を有する11省庁は、細則を定め、平成13年度末までに手続を導入している。

このうち、平成 14 年度中に細則、対象法令について見直しを行った又は今後見直しを予定しているとする省庁は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 細則、対象法令の見直し状況

府省名	細則、対象法令の見直し、見直し予定の状況（各府省回答）
金融庁	<p>当庁の細則においては、照会者名並びに照会及び回答の内容は、原則として回答から 30 日以内に公開するが、「照会者からの要請があり、当庁が適当と認める場合には、回答から一定期間後に公開する」こととしている。</p> <p>今般、対日投資会議の下に設けられた対日投資会議専門部会が平成 15 年 3 月 27 日に取りまとめた報告書中の「対日投資促進プログラム」において、回答からその公表までの期間を延期する手続について、「照会者から照会に対する回答からその公表までに期間を延期する要望があった場合は、合理的な理由がある場合には受け入れることとし、延期のための具体的手続を各府省庁の細則において規定する。」とされたところである。</p> <p>当庁としては、当該プログラムの要望により合致するよう・照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公開の延期を認めることとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める、旨の細則の改正を 7 月に行う予定である。
総務省	<p>新法令の制定や法令改正等により、新たに本手続の対象となる法令及び条項に修正の必要が生じたことから、一斉に見直しを行うこととし、申請に対する処分の根拠条項、届出等の根拠条項、不利益処分の根拠法令及び条項において追加及び修正を行った（6 月及び 12 月実施）。今後も新法令の制定等に合わせ随時見直しを行う予定である。</p>
法務省	<p>細則の別表に定められている対象法令（条項）について、当初から対象としていた法令の改正等に伴い、対象条項の追加を 11 月に行った。</p>
文部科学省	<p>対象となる法令について、法令の制定及び改廃を踏まえ、必要に応じて修正を行う予定</p>
厚生労働省	<p>対象となる法令について、直近のものとなるよう修正を行う予定</p>
農林水産省	<p>対象となる法令について、直近のものとなるよう修正を行う予定</p>
経済産業省	<p>対象法令について、新法の設定や、法改正の結果を踏まえ、必要に応じて、対象法令や対象条項の追加・修正を 15 年中の可能な限り早期に行う予定。</p>

環境省	新規制定又は改正された法令の施行に合わせて対象手続を加除修正を予定
-----	-----------------------------------

3 国民・事業者への周知等の実施状況

行政機関による法令適用事前確認手続について、各府省における国民・事業者への周知等の状況を調べた結果は、表3のとおりであり、手続を導入している省庁はすべて、ホームページでの周知を実施しているが、その他の特別の周知等については、大半が実施していない状況にある。

また、照会者の利便向上に係る措置としては、照会様式をホームページからダウンロード可能としている例などが見られた。

表3 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

府省名	ホームページでの周知（トップページでの項目立て）	広報誌での周知	関係事業者・団体への特別の周知	照会者の利便向上に係る措置
公正取引委員会	○ (○)	×	×	○（照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。）
警察庁	○ (×)	×	×	○（照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。）
金融庁	○ (○)	○	○	○（法令ごとの担当課及びメールアドレスをホームページに掲載）
総務省	○ (×)	×	×	○（所管課室及びメールアドレスをホームページに掲載し、照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。）
法務省	○ (○)	×	×	○（所管課室及びメールアドレスをホームページに掲載し、照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。）
文部科	○	×	×	○（所管課室及

学省	(×)			びメールアドレスをホームページに掲載し、照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。)
厚生労働省	○ (○)	×	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。)
農林水産省	○ (×)	×	×	×
経済産業省	○ (○)	○	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。)
国土交通省	○ (×)	×	×	○(照会様式をホームページからダウンロード可能にしている。)
環境省	○ (×)	×	×	○(所管課室及びメールアドレスをホームページに掲載)

4 手続の活用状況に係る各府省の認識

今回、手続を導入している11省庁について、手続の活用状況に係る認識を調査したところ、手続が活用されていると回答した省庁が3省庁(公正取引委員会、金融庁、経済産業省)、活用されていないと回答した省庁が8省庁(警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省)であった。また、活用されていないと回答した省庁は、考えられる理由として、①電話等による照会に原課が随時対応している(総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)、②対象事業者が限定されている(法務省)などを挙げている。

5 利用者等からの意見・要望等

今回、各府省に対し、手続について利用者等からの意見・要望が出されているかどうかを調査したところ、特段の意見・要望は出されていない状況であった。

資料 1

法令適用事前手続照会・回答事例

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年2月4日

2 回答年月日

平成14年4月26日

照会から回答までの期間81日間

(うち補正に要した期間39日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年4月30日

回答から公表までの期間4日間

4 照会内容の概要

株式会社エコス、株式会社マルエツ、株式会社かましん及び株式会社オータニ（以下4社という。）は、レジ袋を無料配布していたところ、栃木県河内郡南河内町及び下都賀郡国分寺町から、ビニール・プラスチックごみの減量化のためにレジ袋を有料化するよう依頼を受けた。

そこで、4社は、自然環境に資する活動のために寄付することを明示した上で、共同してレジ袋を利用する顧客に一定の費用負担の協力を求めることを決定するとともに、当該費用を1枚当たり5円とすることを考えている。

このようなレジ袋の有料化のための方策は、独占禁止法上問題ないか。

5 回答内容の概要

4社の行為は、それがレジ袋の利用を抑制するために、レジ袋を利用する顧客に5円の費用負担の協力を求め、顧客が負担した費用の全額を自然環境に資する活動に寄付し、その旨を顧客に明示するものであって、各社が当該行為に自由に参加・離脱できるものである限り、独占禁止法上問題となるものではない。

6 担当局課名

経済取引局取引部取引企画課相談指導室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年5月24日

2 回答年月日

平成14年6月28日

照会から回答までの期間34日間
(うち補正に要した期間7日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年6月28日

回答から公表までの期間0日間

4 照会内容の概要

・ 相談内容に係る行為

第3世代移動体通信システムに関する技術規格に関する特許のライセンスシステムの設立について、事前相談制度に基づく相談の申出を行い、平成12年12月14日に独占禁止法上問題ない旨の回答を得たところ、以下のとおり、相談内容の一部変更によって当該特許ライセンスシステムの設立が独占禁止法上問題とならないか。

(1) 前回相談のプラットフォーム（以下「旧プラットフォーム」という。）において3G規格である5つの規格すべてを含めることを予定していたが、規格ごとに独立したプラットフォーム（以下「新プラットフォーム」という。）を設立することとした。

(2) また、プラットフォーム運営会社の会員について、旧プラットフォームにおいてはライセンスを受けようとする者は、すべて会員になることとしていたところ、新プラットフォームでは当該規格の必須特許権者と認定された者のみを会員とすることとした。

5 回答内容の概要

・ 相談に対する考え方

新プラットフォームにおいて締結されるフレームワーク契約の内容は、前回の相談時の内容と異なるものではなく、また、必須特許の有無に関係なく、いかなる者もフレームワーク契約を締結することが可能である。したがって、新プラットフォームの設立は、平成12年12月14日付けで回答した考え方を踏まえれば、独占禁止法上問題ない。

・ 結論

事前相談申出書に記載された三菱電機株式会社らの行為については、三菱電機株式会社に対する平成12年12月14日付け回答書の結論を変更するものではない。

なお、本回答に際しての判断の基礎となった事実に変更が生じた場合、その他本

回答を維持することが適当ではないと認められる場合には、文書により本回答の全部又は一部を撤回することがある。この場合は、このような撤回をした後でなければ、本件相談の対象とされた行為について、法的措置を採ることはない。

6 担当局課名

経済取引局取引部取引企画課相談指導室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年7月1日

2 回答年月日

平成14年7月26日

照会から回答までの期間25日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年7月26日

回答から公表までの期間0日間

4 照会内容の概要

株式会社インターナショナルプレスジャパン(以下「プレスジャパン」という。)は、ポルトガル語・スペイン語週刊新聞の発行、輸入雑誌の販売を業としている。

プレスジャパンは、輸入雑誌の購入者を対象に、同誌を購入した店舗で使用できる金額証を抽選により提供する企画を考えている。

この企画は、同誌を購入した場合、500円券、1,000円券、3,000円券のいずれかの金額証が同梱されていることがあり(いずれの金額証も同封されていない場合もある)、金額証が同梱されていた場合には、同誌を購入した店舗で、券面に付されている金額分を他の商品の購入に充てることができる、とするものである。

このような企画は、景品表示法上問題がないか。

5 回答内容の概要

本件企画における景品類の最高額は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年3月1日公正取引委員会告示第3号)の範囲内であり、景品表示法の規定に抵触することはない。

6 担当局課名

経済取引局取引部消費者取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 3月13日

2 回答年月日

平成15年 3月31日

照会から回答までの期間19日間
(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 3月31日

回答から公表までの期間0日間

4 照会内容の概要

相談者(日本電気株式会社)は、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)の適用を受ける取引(以下「下請取引」という。)において、サプライチェーン・マネジメント(以下「SCM」という。)を採用した受発注を実施しようとしているところ、相談者の方式は下請法上問題とならないか。

5 回答内容の概要

相談者が、下請取引においてSCMを採用する場合に、相談者の方式が一定の条件を満たすとともに、下請事業者と十分協議した上で、一定の事項についてあらかじめ書面で合意し、実施すれば、下請法上問題となるものではない。

6 担当局課名

経済取引局取引部企業取引課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年3月25日（当庁窓口到達日。照会書の日付は14年3月20日。）

2 回答年月日

平成14年6月26日

照会から回答までの期間93日間

（うち補正に要した期間38日間）

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年7月1日

回答から公表までの期間5日間

4 照会内容の概要

照会者:上田高史 氏

海外の銀行に対する口座開設及び海外銀行が取り扱う金融商品の購入・売却・解約に関する事務の補助について、日本国内に居所を有する顧客から委託を受け、対価を受領して、日本国内で行うことが、銀行法第2条第2項に規定する「銀行業」及び同法第3条の「みなし銀行業」に該当せず、同法第4条第1項の免許は不要であると考えがどうか。

5 回答内容の概要

照会者と顧客の権利義務関係が当該事務の補助に直接係るものにとどまり、かつ照会者と当該海外銀行との間で何ら権利義務関係が生じない限りにおいて、銀行法第2条第2項に規定する「銀行業」及び同法第3条の「みなし銀行業」に該当せず、よって同法第4条第1項の免許は必要ないとする。

6 担当局課名

監督局 銀行第一課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年7月22日（当庁窓口到達日。照会書の日付は14年7月15日。）

2 回答年月日

平成14年9月6日

照会から回答までの期間46日間

（うち補正に要した期間19日間）

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年9月10日

回答から公表までの期間4日間

4 照会内容の概要

照会者：エスエヌエフイー・マック・ジャパン・アクティブ・シェアホルダー・ファント・エル・ピー ジェネラル・パートナー マック・インターナショナル・リミテッド デイレクター 村上世彰 氏
MAC2000投資事業組合 業務執行組合員 株式会社フィナンシャルソリューションズ 代表取締役 石井賢史 氏

証券取引法第163条第1項において、主要株主は有価証券の売買に関する報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないことが定められているところ、

- ① 同条同項中の「主要株主」に民法上の任意組合及びケイマン法上のエグゼンブテッド・リミテッド・パートナーシップが該当するか。
- ② 同条同項中の「売付け等」に株主が商法上の株式買取請求権を行使した場合の売却が該当するか。

5 回答内容の概要

- ① 両組合員が取得した株式は契約に基づき構成員が共有していることから、株主は各々の構成員であり、議決権は各構成員が共有持分に依りて保有するものとする。
- ② 商法の規定に基づき、会社に対して自己の保有する株式を買取るべき旨を請求する権利を行使することに伴う売付けは、同条同項に規定する「売付け等」に該当し、同項に規定する報告書を提出する必要があるとする。

6 担当局課名

総務企画局 市場課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年10月4日

2 回答年月日

平成14年11月1日

照会から回答までの期間28日間
(うち補正に要した期間3日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年11月6日

回答から公表までの期間5日間

4 照会内容の概要

照会者:ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券株式会社 代表取締役 イアン ファルマン 氏

照会者は、有価証券発行会社に関する情報を投資家に紹介するための投資家向け説明会を、インターネットにより提供することを予定しているところ、当該説明会について、その内容は必ずしも法定目論見書の内容を網羅したものではなく、また、その構成は音声及び画像により行われるものである。

当該説明会による情報提供は、証券取引法第13条第5項の「表示」に該当すると考える。また、その「表示」については、会社等が提供する情報に、矛盾、虚偽、欠缺に該当する内容が含まれていなければ、証券取引法第13条第5項に違反しないと考えるがどうか。

また当該行為が法令違反であるとした場合、当該行為をした証券会社は不利益処分を受けるか。

5 回答内容の概要

当照会のインターネットによる説明会は証券取引法上の「表示」に該当し、当該表示が法定目論見書の内容と異なる場合には証券取引法第13条第5項に違反することとなり、当該行為をした者は不利益処分を受ける可能性がある。

具体的に、法定目論見書と「異なる内容」か否かの判断については、当該表示の個々の事項及び当該表示全体において「矛盾、虚偽、欠缺」がある場合には「異なる内容」に該当すると考える。

当照会にかかる行為が、上記「異なる内容」の表示に該当せず、証券取引法第13条第5項に違反するものでない限り、同項への違反を理由として証券取引法第56条第1項第3号に基づき不利益処分を課されるものではないと考える。

6 担当局課名

総務企画局 企業開示参事官室、監督局 証券課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年 1月23日

2 回答年月日

平成15年 2月21日

照会から回答までの期間29日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 3月19日

回答から公表までの期間26日間

4 照会内容の概要

照会者 イー・アクセス株式会社 代表取締役 千本 倅生

照会対象法令 電波法(昭和25年法律第131号)第82条及び第101条

照会者が行おうとする行為及び照会内容

照会者は、電気通信事業者としてADSLサービスを展開しているが、今後、さらなる高速サービスの提供のため、ADSLサービスに使用する周波数帯域の拡大を検討している。

この新たに拡大しようとする周波数帯は、アマチュア無線業務に使用している周波数帯を含むことから、アマチュア無線業務への妨害を懸念している。

このため、電波法第82条及び第101条(無線設備の機能の保護)が適用になるのか否かを照会してきたものである。

5 回答内容の概要

回答内容 適用対象となる。

根拠

電波法では、無線設備以外の設備が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、総務大臣がその設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしており、照会のADSLサービスを行うための設備は、この無線設備以外の設備に当たることから、電波法第82条第1項を準用する同法第101条の規定が適用される。

6 担当局課名

総合通信基盤局電波部電波環境課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年4月30日

2 回答年月日

平成14年5月24日

照会から回答までの期間51日間

(うち補正に要した期間36日間)

※4月3日付けで照会書を一次提出。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年5月26日

回答から公表までの期間2日間

4 照会内容の概要

○対象法令及び条項

電気用品安全法第2条の2及び第3条

○実現しようとする照会者の事業活動に係る具体的な行為

照会者は、赤外線センサ付 RFID ハッジ(以下、ハッジ)と赤外線発光器との通信により、ハッジ固有のIDを読み取り、そのIDにより管理区域への入室を制限する機能(入退管理)及び入退室履歴を管理する機能(動態管理)を有するセキュリティシステムを開発。

これらについて

- ① 本システム構成機器中のコントローラーは AC100V を入力し、コントローラー内に実装される AC/DC コンバーター(購入品、電気用品安全法準拠品)からの DC24V 出力をコントローラー本体およびそれに接続される機器の電源として運用するものであり、コントローラー機能はシステム全体の管理を行うものであるが、当該システム全体が電気用品安全法施行令別表第二の4にある「防犯警報機」に該当し、かつ、コントローラーが同施行令別表第1の2にある「直流電源装置」に該当し、電気用品安全法第3条の規定による届出の対象となるか。
- ② ①の場合と異なりコントローラー内部に電源を実装せず、電源 BOX とコントローラーを別筐体とし、電源内部に AC アダプターまたは AC/DC コンバーターを実装して AC100V から DC200V を得るを得る場合、電源 BOX が「直流電源装置」に該当し、電気用品安全法第3条の規定による届出の対象となるか

○当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係について照会者の見解

本システムは購入品を除いて電気用品安全法施行令にある電気用品のうち、強いて挙げるのであれば「直流電流」と「防犯警報装置」に該当する可能性があり、それ以外の電気用品に該当しないことは明らか。

また、電気用品安全法第3条による届出が必要であるものは、同法第2条において規定される電気用品の製造又は輸入の事業を行うものとされているが、当該商品のコントローラーは音声報知器を動作させる機能もあるが、音声報知器は購入品であり、上述のように電気用品を使用するだけのものである。従って、本システムは政令で定める「防犯警報器」には該当しないので当該事業は電気用

品安全法第3条の規定による届出の対象とはならない。

5 回答内容の概要

1. ①のシステム全体は電気用品安全法第二条第二項の対象とならず、また、コントローラはシステムの中では電気用品安全法第二条第二項の対象とならない。しかし、当該システムは防犯警報器に該当し、製造又は輸入の事業は電気用品安全法第三条の対象となる。
2. ②の電源ボックスは電気用品安全法第二条第二項の対象となり、当該電源ボックスの製造又は輸入の事業は電気用品安全法第三条の対象となる。ただし、電気用品安全法上の義務の履行を行い、国内で販売されている直流電源装置であるACアダプターを用いて電源ボックスを製造する場合であって、電氣的加工を施さない場合にあってはこの限りではない。

(なお、本件については、以下のとおり対象条項についての解釈を付記)

電気用品安全法第二条は、電気用品安全法の規制対象となる電気用品の定義を定めたものである。

電気用品安全法第三条は、電気用品安全法第二条において規定する電気用品の製造又は輸入の事業を行う者の届出義務を定めたものである。電気用品安全法施行令別表第一及び別表第二に掲げる電気用品の製造又は輸入の事業を貴社が行う場合は、電気用品安全法第三条の適用対象となる。

1. ①について

照会者が製造又は輸入の事業を行おうとしているコントローラ及びコントローラと周辺装置からなるシステムは、コントローラと周辺装置との関係が直流電源の供給に加えて音声装置を動作等させる制御信号の送受信も含んでいることから両者は一体不可分の関係と言え、コントローラだけではなくシステム全体として電気用品に該当するか検討すべきものである。当該システムは、部屋への入退室を制限することにより防犯等を図り、異常が発生した場合には監視端末及び音声報知器により警報する機能が含まれているため、電気用品安全法第二条第二項に該当しない電気用品安全法施行令別表第二十一(五)の防犯警報器に当たる。よって、当該システムの製造又は輸入の事業は、電気用品安全法第三条に規定する届出の対象となる。

2. ②について

照会者が製造又は輸入の事業を行おうとしている電源ボックスは、コントローラと分離が可能であり、またコントローラへは直流電源の供給のみ行うため、電気用品安全法第二条第二項に該当する電気用品安全法施行令別表第一九(四)直流電源装置に当たる。よって、当該電源ボックスの製造又は輸入の事業は、電気用品安全法第三条に規定する届出の対象となる。

ただし、電気用品安全法上の義務の履行を行い、国内で販売されている直流電源装置であるACアダプターを、国内で電源ボックスに実装する行為は、当該直流電源装置に電氣的加工を行わない場合に限り、直流電源装置の製造に当たらず、電気用品安全法第三条に規定する届出の対象とならない。

6 担当局課名

商務情報政策局製品安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年5月21日

2 回答年月日

平成14年6月12日

照会から回答までの期間22日間
(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年11月1日

回答から公表までの期間0日間

※照会者からの回答公表の遅延希望(10月中)に応じたため

4 照会内容の概要

○対象法令及び条項

特定商取引に関する法律 第14条 同法施行規則第16条

○照会者の実現しようとする事業活動に係る具体的な行為

E コマース事業を展開するに際し、ボタンを一つクリックするだけで商品の注文を全て完了できる仕組みを構築し、この仕組みを利用し、消費者に購入の申込みをさせる行為が特定商取引に関する法律施行規則第16条に規定する「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に抵触し、法14条に規定する不利益処分を受けるか。

○当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての照会者の見解

- ①インターネット通販における「意に反する契約の申込をさせようとする行為」にかかる本省令のガイドラインにおいて、一般に省令第16条に第1号及び第2号で定める行為には該当しないと考えられている場合のような表示及び措置が講じられた申込方法と、本件の仕組みの双方を用意し、消費者はいずれかの方法を自由に選択可能とする。
- ②あるボタンをクリックすればそれが有料の申込みとなることを消費者が容易に認識できるよう表示する。
- ③本件の仕組みを利用した注文後も、注文内容を確認し、かつ変更及びキャンセルをする一定の時間を与える等の十分な機会を設ける。
- ④注文内容の確認・変更・キャンセル方法を含め、本件の仕組みを注文者が十分理解した上で本件の仕組みに係るボタンが機能するような仕組みとする。

上記の措置が講じられていれば、「意に反して契約の申込をさせようとする行為」とはならない。

5 回答内容の概要

照会者が実現しようとする行為は、特定商取引に関する法律第14条、同法施行規則第16条の対象とならない。

6 担当局課名

商務情報政策局 消費経済部 消費経済政策課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年6月13日

2 回答年月日

平成14年7月11日

照会から回答までの期間22日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年7月13日

回答から公表までの期間2日間

4 照会内容の概要

○対象法令及び条項

電気用品安全法 第3条

○実現しようとする照会者の事業活動に係る具体的な行為

照会者は、赤外線センサ付 RFID バッジ(以下、バッジ)と赤外線発光器との通信により、バッジ固有の ID を読み取り、その ID により管理区域への入室を制限する機能(入退管理)及び入退室履歴を管理する機能(動態管理)を有するセキュリティシステムを開発。

当該システム構成機器中のコントローラーはDC24Vで駆動するものであり、コントローラーより通過検知用赤外線発光器および位置補助検知用無線受信機および位置補助検知用無線受信機へそれぞれDC12V、24Vを供給する。またバッジはDC3Vの電池駆動によるものであり、また、コントローラーを含むシステムの各機器の電源として使用する DC24V は外部に設置した直流電源装置(購入品、電気用品安全適合品)より供給される。

したがって、システムを構成する各機器のうち購入品である監視端末(パソコン)、メインサーバー以外はすべて45V以下のDCで動作するものである。

上記を踏まえ、当該システム全体が電気用品安全法施行令別表第2第11号(5)の防犯警報器に該当し電気用品安全法第3条の規定による届出の対象となるかの照会

5 回答内容の概要

照会者が実現しようとしているシステムは、「防犯警報器」に該当し、その製造又は輸入の事業を行う場合には、電気用品安全法第三条の届出の対象となる。

○なお、本件では、回答の理由となる照会対象法令(条項)についての解釈を以下のとおり付記

電気用品安全法第三条は、電気用品安全法第二条において規定する電気用品の製造又は輸入の事業を行う者の届出義務を定めた規定である。したがって、日立機電工業株式会社から照会のあった日立機電工業株式会社が製造又は輸入するシステムについては、電気用品安全法

施行令別表第一及び別表第二に掲げる電気用品に該当するか否かについて検討することが必要となる。

平成7年6月1日付け通知「電気用品の範囲等の解釈について」 I 共通事項一般(3)において「直流を電源とする機械器具であって、その直流電源の受電を器体の外部にある直流電源装置により変換した電気をさらに接続器（容易に取り外しのできるものに限る。）を介すことにより行うものは交流の電路に使用しないものと解釈し、対象外として取り扱う。ただし、充電式のカミソリのように同一筐体で作られているもの、電圧等を制御するための特定の信号線を有するもの等のように限定された用途のために直流電源装置と当該機械器具とを一体不可分の関係において使用する構造のものにあつては、負荷としての当該電気用品名を持って電気用品として取り扱う。」とされており、日立機電工業株式会社が実現しようとしているシステムは、直流電源装置とコントローラは直付けされているものであると考えられるため、負荷としての「防犯警報器」として取り扱うのが妥当である。

したがって、当該システムの製造又は輸入の事業を行う場合は、電気用品安全法第三条の適用対象となる。

6 担当局課名

商務情報政策局 消費経済部 製品安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年10月24日

2 回答年月日

平成14年11月22日

照会から回答までの期間28日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年11月30日

回答から公表までの期間8日間

4 照会内容の概要

○法令名及び条項

電気事業法施行規則（以下法令という）第62条第1項及び別表第二

第65条第1項及び別表第二

○実現しようとする照会者の事業活動に係わる具体的な行為

当社所有の原子力発電所においては、制御棒駆動水圧系配管の一部について同一寸法かつ同等材への交換を行う。

○当該行為と照会対象法令との関係についての照会者の見解

(当該行為と照会対象法令との関係)

今回の工事で交換する制御棒駆動水圧系配管は別表では計測制御系統設備に分類され、工事計画書には材質、外径、厚さが記載してある。交換する配管は外径、厚さは同一であるが、材質が「SUS304TP」から同等材である「ASTM A312 TP304 (1995及び1999)」へ変更になる。この交換工事は第62条第1項及び別表第二 中欄「認可を要するもの」もしくは下欄「事前届出を要するもの」に該当するののか。

(照会者の見解)

今回の工事で交換する制御棒駆動水圧系配管は、外径、厚さは既設配管と同等であり、材質はJIS材からASTM材へ変更となるが、同等材への変更である。同一寸法、同等材を用いた配管取替工事は性能強度へ影響を与えないと考えられることから、別表第二の中欄、下欄のいずれにも該当しないものと判断する。

ASTM A312 TP304は、SUS304TPの同等材である旨、「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準 質疑応答集」に記載されている。また、JISハンドブック「JISと関連外国規格との比較表」にて、関連する規格として記載されている。

5 回答内容の概要

- ・本件は照会対象法令（条項）の対象とならない

○本件では、回答の理由となる照会対象法令（条項）についての解釈を以下の通り付記

ASTM A312 304TP 材（1995 年、1999 年）については、発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（告示 5 0 1 号）別表第 1 JIS G3459（1988）SUS304TP 材と同等の化学的成分及び機械的強度を有しているとみなせるため、SUS304TP 材から ASTM A312 304TP 材（1995 年、1999 年）への変更は材料の変更には当たらないものと判断される。

制御棒駆動水圧系配管については、電気事業法施行規則別表第二（以下、「別表第二」という。）中欄に掲げる「制御材駆動装置に係るもの」に該当するが、配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料に変更がなければ改造に該当しないため、工事計画の認可を受ける必要はない。

また、制御棒駆動水圧系配管については、別表第二下欄に掲げる「制御材駆動装置」に該当しないため、工事計画の届出は要しない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 原子力安全審査課長

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成14年11月11日

2 回答年月日

平成14年11月29日

照会から回答までの期間18日間

(うち補正に要した期間0日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成14年12月8日

回答から公表までの期間10日間

4 照会内容の概要

○ 法令名及び条項

電気事業法 第47条 第1項 及び 第48条 第1項

電気事業法施行規則 第62条 第1項 及び 第65条 第一項

○ 実現しようとする照会者の事業活動に係わる具体的な行為

照会者所有の原子力発電所の給水加熱器ドレンポンプの羽根車を交換する。交換にあたり、羽根車の材料をりん青銅铸件「JIS H5113 PBC2A」からステンレス鋼铸件「JIS G5121 SCS13」へ変更する。

○ 当該行為と照会対象法令との関係についての照会者の見解

(当該行為と照会対象法令との関係)

当該給水加熱器ドレンポンプは、電気事業法施行規則(別表第二)では(3)原子力設備、ロ原子炉冷却系統設備の循環ポンプにあたる。当該ポンプの羽根車の取替(材料変更)は、電気事業法施行規則(別表第二)の中欄「認可を要するもの」もしくは下欄「事前届出を要するもの」に該当するの否。

(照会者の見解)

当該号機の工事計画認可申請書においては、当該給水加熱器ドレンポンプの羽根車の材料が「主要材料」の一部として記載があるが、最近の工事計画認可申請書の要目表の記載(柏崎刈羽原子力発電所6号機等)においては、「主要材料」としてはケーシングの材料のみ記載されており、羽根車の材料の記載はない。羽根車は圧力バウンダリを構成しない部品であり、今回の取替はポンプの性能に影響を与えないため、電気事業法施行規則(別表第二)中欄、下欄の何れの項目にも抵触しないと考える。

5 回答内容の概要

・本件は、照会対象法令（条項）の対象とならない

○なお、本件では、回答の理由となる照会対象法令（条項）についての解釈を以下のとおり付記

・ 照会のあった給水加熱器ドレンポンプにおける羽根車の材料の変更については、ポンプの種類、容量、吐出圧力及び個数に変更がなく、改造の工事に該当しないため、工事計画の認可を要しない。

また、本件羽根車の材料の変更は、構成部品の一部に係るものであり、ポンプの取替えではないこと及びポンプの性能又は強度に影響を及ぼすものではないことから、工事計画の届出は要しない

6 担当局課名

原子力安全保安院 原子力発電安全審査課

○ 自動車のエアコンディショナーに使用する冷媒の物質の種類等の規制について

1 照会年月日

平成14年11月23日

2 回答年月日

平成15年 1月23日

照会から回答までの期間61日間
(うち補正に要した期間15日間)

3 照会・回答内容の公表年月日

平成15年 2月21日

回答から公表までの期間29日間

4 照会内容の概要

自動車のエアコンディショナーに使用する冷媒の物質の種類等について、道路運送車両法第59条第1項、第62条第1項、第63条第2項並びに第67条第1項及び第3項の規制に関係するかどうか。

5 回答内容の概要

照会のあった事案については、照会法令の適用対象ではない。
(道路運送車両法には自動車のエアコンディショナーに関する規定がないため。)

6 担当局課名

自動車交通局技術安全部技術企画課